しまねグリーン製品認定支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　しまねグリーン製品認定支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条　県は、廃棄物の発生抑制・再資源化を推進し、循環型社会の形成に寄与することを目的として、しまねグリーン製品認定要綱（以下「認定要綱」という。）第3条に規定するしまねグリーン製品の認定及び認定要綱第6条に規定する認定更新の申請に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助対象者）

第3条　補助対象者は、認定要綱に基づきしまねグリーン製品の認定を受けた事業者とする。

（補助事業）

第4条　補助金の交付の対象となる事業は、認定要綱第3条及び第6条に基づく認定を受けるため実施する試験分析（補助金の交付申請をする年度内に実施したものに限る）とする。ただし、他の補助制度の補助事業として採択されているものは対象としない。

（補助対象経費及び金額）

第5条　補助金の交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額は、次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付の対象となる経費 | 交付の率 | 交付の限度額 |
| 認定要綱別表に定める安全性への配慮、規格等の区分に関する基準の適合を証明するために実施する試験分析経費（消費税及び地方消費税を除く） | 交付の対象となる経費の2分の１以内 | １事業者につき30万円 |

２　前項の規定により、交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条　規則第4条の規定により提出する申請書は、しまねグリーン製品認定支援事業費補助金交付申請書（別記様式）とする。

（実績報告）

第7条　規則第10条に規定する実績報告は､要しない。

（補助金の額の確定）

第8条　知事は、規則第5条に規定する交付決定とあわせて、同第11条に規定する交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、すみやかに補助金を交付するものとする。

（書類の保管）

第9条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年　　月　　日

島根県知事 様

個人の場合は、

住所及び氏名

申請者　所在地

 　　　　名　称

 　　　　代表者職氏名

　　年度しまねグリーン製品認定支援事業費補助金交付申請書

　補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助事業の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 試験分析の名称 |  |
| 試験分析の内容 |  |
| 必要性・効果 |  |
| 試験分析機関 | 住　　所 |  |
| 機関名 |  |

２　補助金交付申請額　　　　金　　　　　　　　　円

（算出の基礎）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試験分析の名称 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補　助　金交付申請額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

３　経費の配分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 負担区分 | 金　額（円） | 資金の調達先 | 備　　考 |
| 自己資金 |  |  |  |
| 借入金 |  |  |  |
| 補助金 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |

４　事業完了年月日　　　　　　　年　　月　　日

５　添付書類

1. （申請者が法人の場合）法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（発行後３か月以内の原本）
2. （申請者が法人の場合）定款その他の基本約款
3. 申請者の直近営業年度の貸借対照表及び損益計算書（個人の場合は税務申告書の写し）
4. 県税の滞納がないことを証する書類（発行後３か月以内の原本）
5. 支払いに関する書類
発注書又は契約書並びに請求書及び領収書等の写し